

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格 A 5 判

昭和二十四年九月二十六日
外 月 曜日
号

監査告示

◇監査公告第一九号

地方自治法第九十九條に基き鳥取縣物産斡旋所の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年九月二十六日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 早 川 忠 篤

同 三 橋 誠

同 倉 繁 良 逸

一、監査した隣名 鳥取縣物産斡旋所

一、同 所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目七三

一、監査した日 事務監査 昭和二十四年八月二十七日

本 監査 昭和二十四年八月二十八日

一、業務の執行狀況

1、物産斡旋所は昭和二十二年末開設され翌年一月より業務開始をされてゐるのであるが、その業務項目として

(イ) 本縣諸物産販売の斡旋

(ロ) 生産資材その他諸物資の購入斡旋

(ハ) 商況その他の調査情報連絡

(ニ) 貿易品その他の物品の陳列

(ホ) 本縣觀光の案内

の五項目を掲げ発足したにも不拘今日に到る迄の實際は何等見るべきものなく、漸く別記商品の斡旋販売に従事し來つてゐる狀況である。

区分	品目	幹旋取引金額	備考
昭和二十三年度	給キヤンデー板おこし及切おこし 素園ベンチ 乾あみえび わかめ	二、五〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 三、八〇〇	
昭和二十四年度	概おこし 切おこし カボチャ 下駄類 計	三、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇 五、〇〇〇	内一八、一八〇円 内三八、〇〇〇円返

以上の如く兩年度間を通じての幹旋取引金額参百七拾九万式千余円の中大部分が菓子類、飲料等の幹旋販売であり前記各種業務は余り活潑に執行されていゝな状況である。

従つて業務は到つて不振であり幹旋手数料収入の如きも二十三年度は予算額に比し参拾五万七千余円の減収を來し獨立採算制を採り來つた本所は支出面の抑制を余儀なくせられ、職員の俸給手当等も二十三年十二月以降分は已むを得ず一般費の他費目にて

支出をせざるべからざる状態に立到つた点から見ても事業不振の一端を窺い知ることが出來よう

(別表第一号表参照)

2、又幹旋方法としては元來幹旋所処務細則に規定されてゐる。

(イ) 生産業者は見本品に販売幹旋委託書を添え幹旋方を委託する。

(ロ) 幹旋所は業者よりの委託書並見本品に依り取引先を幹旋する。

(ハ) 業者は幹旋された取引先へ商品を送ると共に幹旋所に対し商品発送通知をする。

(ニ) 出荷物到着したる時は出荷案内書と対照し台帳又は荷受簿に記入すると共に品目、数量、價格等を出荷者及購入者に通知する。

(ホ) 代金支拂は取引先より出荷業者宛直拂する。但し幹旋所は代金支拂完了迄業者の爲に努力する。尙場合に依つては幹旋所が取立て支拂する。

以上一連の方法を以て幹旋するを原則とするも実態は

- (イ) 幹旋所が販売可能と認められる商品を生産者へ連絡する。
- (ロ) 値段その他條件に依つて生産業者は商品を幹旋所へ送付する。
- (ハ) 幹旋所は送付された商品の仕入價格に手数料三分を見たる價格を以つて購入希望者を物色し夫々売渡す。
- (ニ) 代金は幹旋所で取立て出荷業者へ送金又は手

渡り

(ホ) 売残品の生じたものは業者へ返送される。

(ハ) 破損品、荷不足又は思惑通り價格にて販売不能のものは出荷業者の欠損又は負担とする。

右が實際幹旋して來た方法であつて原則とは全然背反したやり方である。

3、幹旋商品は前記飲食食品が主となつて居り縣物産として面目に値する商品は皆無に等しい。

前述の如く幹旋商品に於いても幹旋方法に於いても本來の当所事業目標とは凡そ縁遠いものであつて背反したものと何等爲す所なく却つて縣内の心ある生産業者の興望と信頼を裏切つた結果を生じてゐるのが現状である。

二、職員の仕事状況

1、本所処務細則による服務状況は庶務及業務關係共に甚敷く紊乱になつて居り二十三年度間に於いては勤務簿、業務日誌さえ備付け無く各般に亘る本所処務は勵行されていない。

00114

2、開所以來二十三年度迄に於ける幹旋業務の往復文書もなくその他出荷通知書等關係証票もなき爲め適確なる幹旋業務の内情を掴むことは困難である。

3、松本健一郎前所長に關する事項

(イ)昭和二十四年五月十七日同所第一、四半期分経費(全額)拾式万四千円を所長印及縣出納員印を携帶歸縣、縣本金庫より受領(山陰合同銀行鳥取支店振出小切手拾万四千円及現金貳万円)して居るが現在迄に於いては幹旋所経費としては支出されていなす。

尙その際に用いた支拂命令書の原符及縣よりの予算令達書は本人携行の儘にて幹旋所には存在しなす。

(ロ)幹旋所整理簿によれば委託者から送荷せしめた商品代(主として菓子、清涼飲料)未整理のもの七万貳千貳百六拾六円である。

(ハ)別途に大根出荷に対する八頭郡池田村農業協同組合拂分 貳万五千八百円

(ニ)粟おこし代 東伯郡浦安町生産物加工販売組合拂分 四万壹千九拾円

(ホ)松本所長の知人と謂う大阪市河野新太郎の依頼に依る幹旋品(おこし、カボロ)代金 壹万四千參百四拾円が夫々未整理になつてゐる。

4、本年四月以降の往復信書を閲覽したるに縣内生産業者七、八名より出荷商品代金支拂方に關し幹旋所長は強硬なる督促を受けてゐる。

5、二十四年度内に於ける幹旋所として幹旋せる物品数量代金の狀況は別紙(第二号表参照)の通りである。

三、經理その他事務の処理狀況

1、會計、庶務、業務等幹旋所事務全般に亘り処理されて居らず。二十三年度に於いて收支事務のみが不完備乍ら漸く処理されて居るに過ぎなす。

2、二十四年度は會計、庶務事務の諸帳簿は一応整備され關係書類も編纂されてゐて漸次整頓されつゝあるが業務關係は依然として証憑書簿冊共にない狀況である。

00115

3、歳出金の処理狀況

(イ)二十三年度所員俸給及手当が当該月より四五ヶ月も遅れて支給されて居るものもある。

(ロ)所員の俸給及手当は昨年十二月以降分は業務停止の結果獨立採算制を採つてゐる關係上旋旋所経費では支出不能となり

産業経済費、計量取締費、雇員給

諸支出金 職員給与改善費、一般給与改善費等の全然關係のない経費で支出されてゐる。

(ハ)出納員、美川季晴の出張旅費 一件 福田囑託一件 の外職員の出張旅費は全然支拂されていなすし又出張命令簿登載決裁の事実がなす。

(ニ)その他支出証憑書として種々不整備のものがあるが不正支出と認められるものはない。

4、歳入金の処理狀況

(イ)收入事務の根幹となるべき販売、購買幹旋委託書、荷受簿、幹旋台帳等なく又出荷案内書等の証憑書が当所に全然ない爲め適確に掴むことが出

來ない。

(ロ)幹旋手数料の減免の場合の依るべき事由決裁書がなす。

(ハ)幹旋手数料にして相当口数一括收入してゐるのでその收入時期が適當でなす。

(ニ)手数料納付額から金庫へ收入済迄の日数が二一四日、二〇三日、一九四日、八五日等々相当長期間に遅滞し實際取扱面から見ると手持期間が永い。(註)幹旋手数料例では幹旋を受けた日から七日以内に納付しなければならぬ事になつてゐる。

5、現金出納の処理狀況

(イ)物資幹旋手続きに於いて物資代金及手数料が實際取扱はれてゐるにも不拘現金出納の記録が爲されていなす。

(ロ)歳入歳出外現金出納簿拂出高に二十二年度よりの繰越金 七百七拾參円の記帳がされていなすため拂出高が縣金庫のそれと符合していなす。

6、物品出納の処理狀況

00116

(イ) 自轉車一台盜難に逢いたる趣なるも事情を記載したる書類なく備品台帳面より拂出しする迄の手續をしていない。

7、出納員の引繼狀況

四月十二日附出納員の更迭せるにも不拘引繼手續が一切なされてない。

四、監査した結果その意見

1、幹旋所存廢の問題

本幹旋所は屢々廢止の声を聞くもこの説には俄かに賛成致し難い。問題は創設以來の運営が極めて悪かつたことであつて換言すれば縣当局の企画性の欠如と實際面に於ける活潑なる指導的活動が爲されず放任された結果からであろう。

しかしこれに起因して職員に不祥事件が相次いで起り延いては一般縣民の惡評を買い廢止説を唱えられる迄になつたものと考えられる。

然し乍ら戰後に於ける本縣産業興産の上から觀て國

内の一大市場たる大阪市に本施設を設置することは最も當を得た施策と考えられるのであつて、しかも現在迄に相当額の経費を費して設置した本施設を直ちに閉鎖することは寧ろ不利と謂わなければならぬ。その証左として他府縣も遅ればせ乍ら次々と設置しつつあり最近三重縣、島根縣も相次いで設置し、兎足せんとしている。

要は緻密なる企劃と運営の完璧を図るにあるものと思考するものである。

2、設置場所と機構補充並運営の問題

首題三者は一体不離の事柄であつてその一つが欠けても不成功に終る場合が多い。

即ちこれを各個別に検討して総合的判斷と今後のあり方に關し意見を披瀝して見たい。

(イ) 現在の所在地は大阪市南端部に位し且亦商業市場中心地とは余程遠離の地にあるので物産幹旋上に種々不利不便を伴ひ幹旋所々在在としては適地とは謂ひ難い出來得れば中部以北の商業中心地

00117

帯への移轉も今後に於いて眞剣に考慮されるべきであろう。

(ロ) 次に機構陣容の問題であるが恐らく創設以來今日迄採り來たつた機構なり陣容では業務完遂を期することは到底望み得られない。即ち幹旋所創設以來今日迄の一年九ヶ月余の間に於て現地在勤專任所長は前所長の四ヶ月間又同所出納員も五ヶ月と謂う短期間であり他の期間は何れも兼務であつて遠く離れた本縣庁に在勤しており專任的実務を行つていなす。

又他の囑託員二名も系統的幹旋業務を掌つて居らず無統制下に奔放獨自なやりかたをして居り專任所長の指揮統率せる組織だつた形態を以つて活動して居らないのが今日迄の実狀であつた。

(ハ) 以上の様な狀況から見て設置箇所も適地を選ぶと同時に陣容機構を整備し強固のものたらしめる必要がある。

現在農産物、果実類の幹旋員として一名の担任吏

員を常駐せしめ幹旋所業務の一環として包含し着々と業績を挙げつゝあるが、これ等は生産者團體及縣幹旋員と荷受商社の三者が堅く結びつき相提携協力し系統的組織化されて効果的に運営されている爲であつて斯のように縣内の商工業者團體或いは縣販連等其の他の諸團體との繋がりや密に將來はこれらの團體が本幹旋所を利用するよう方策を採ることが肝要ではないかと考へるものである。

(ニ) 又商況その他の調査情報連絡、貿易品その他物産の陳列或は本縣觀光の案内等の諸業務もこれと一連の繋りをもつ重要業務であるからこれ又強力に実施するは言を俟たないところである。

(ホ) 現在手数料として委託者より出荷金額の三分を徴収しているが尠くとも縣の産業振興機關としての存在である限りには多少の経費は必要であろうともこれを免除すべきであるが縣財政の都合でその財源を必要とする場合は他縣の例もあ

り委託者夫々の所屬団体等に負担せしめる等の方法を講ずべきが良策と思考するものである。以上所信の一端を申述べたのであるが尙幹旋所今後の運営面について種々研究工夫し検討する事柄は尠くないものと考へられるのであるが要は縣内の凡ゆる物産の宣傳と販路幹旋とにより中小企業者、生産業者の活路を開拓し延いては縣の産業伸展に寄与す

べきことを目標とする点においては異論のないところであろう。本所は現在は開店休業の状態にありこの間失費を要しつつあることを併せ考うれば急速に立直しを要すると共に縣当局は今日迄の不信と不名譽を挽回し縣民の信頼と興望に應へる爲め早急に活動を開始して実績を挙げしめる様切に布望するものである。

第一号表

昭和二十三年度收支経理状況

収入

科 目	収入予算額	収入済額	予算額に比し 入済額の増△減	備 考
幹旋手数料	四八三、六九九円	一五七、七二六円	△ 三二五、九七三円	
一般会計から繰入	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇		
計	五八三、六九九.〇〇	二五七、七二六.〇〇	△ 三二五、九七三.〇〇	

支出

科 目	支出予算額	支出済額	差引不要額	備 考
幹旋事業費	四〇〇,〇〇〇.〇〇	二四〇,〇三三.六一	一六〇,九六六.三九	
諸支出金	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇		
計	四一〇,〇〇〇.〇〇	二五〇,〇三三.六一	一六〇,九六六.三九	

第二号表

昭和二十四年度物資幹旋一覽表

幹旋物資名	数 量	代 金	渡済代金	差 引 額	手数料徴集 見込額	住 所 氏 名
切おこし	三七七貫	二六三、九〇〇.〇〇		二六三、九〇〇.〇〇	七、九七〇.〇〇	氣高郡 福西賢藏
板おこし	九四三〇枚	三三三、〇一五.〇〇	二〇八、九〇〇.〇〇	一二四、一一五.〇〇	七、〇五〇.〇〇	
ケース代	二四八枚	一八、一八〇.〇〇		一八、一八〇.〇〇		東伯郡東八橋 伯耆酪農組合
カポロ	三〇本入	九五、〇〇〇.〇〇	六三、七五〇.〇〇	三一、二五〇.〇〇	一、七二〇.〇〇	東伯郡倉吉町 村上義明
滋養糖	五〇箱	六、〇〇〇.〇〇	六、〇〇〇.〇〇		三、二八二.〇〇	鳥取市駅前 鳥取工業
各種下駄	一九二貫	一〇五、九四〇.〇〇	九五、九四〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	免 除	東伯郡三徳村 岩田留吉
滋養糖	三四箱	七、三〇〇.〇〇		七、三〇〇.〇〇		
計	六五貫	五八三、六九九.〇〇	四四八、〇九三.〇〇	一三五、五九六.〇〇	一四、三七七.〇〇	

00120

◇監査公告第二〇号

地方自治法第九十九條に基き衛生部並農地部の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年九月二十六日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠
同	倉 繁 良 逸

監査執行部課名

執行した年月日

衛生部医務課(含衛生研究所)	昭和二十四年九月 六日
同 藥務課	同 日
同 公衆保健課	同 九月 八日
同 予防課	同 日
農地部農地課	同 九月十三日
同 農業協同組合課	同 日
同 開拓課	同 九月十七日
同 耕地課	同 日

監査概評

總体的に見て各部課共に所管事項の執行状況は良好であつて、その努力を多とするものであるが、しかし課別にこれを検討するときは尙不充分不徹底のものも見受けられるので今後一層の奮斗努力を希望致したい。その詳細については別紙各課別監査講評の通りである。次に事務の処理状況は全般的に見て遺憾ながら良好と謂うことは出来得ない。

警ば今これを概目的に挙げると、

イ、受発文書取扱の杜撰

ロ、許可認可処理遅滞

ハ、国庫補助金、助成金申請時期の遅延

ニ、専決、代決事務の不文律執行

ホ、諸法令、例規類の不整備

ヘ、文書、簿冊の整理編綴及保存方法の不充分

ト、物品出納保管処理の怠慢

等々あり、これ等は各部課の共通の指適事項であるがこれは何れも戦時中以來の芳しくない随性が未だ改善され

00121

ず現在迄反覆されているものと考へられる。従つてこれ等が相錯綜して執務能率を妨げ又は支障となり勢い窓口事務は円滑を欠ぎ不親切となつて現れ、延いては縣民の不測の損害と迷惑を及ぼす結果になることに思いを致せば早急に改善すべき事柄であると考へる次第である。

尤もこの中には他課との連絡協調によつて改善すべき事柄もあるが、しかし当該部課の眞摯なる執務態勢によつて何時でも改善されるべき事柄につき直ちに改善すべきであることを進言するものである。

尙各部別について申し述べたい点は概ね次の通りである。

一、衛生部管掌事項の場合

1、部内人事、予算、経理事務管掌について

事業の執行と人事、予算経理事務とは密接不可分の關係にあることは謂う迄もないことであるが、本縣はこれが一元的に医務課が掌理している爲事業の執行上に不都合を生じている様である。即ち

他の事業執行課は事業の計画、執行に際し不便と支障を生じ易く場合によつては齟齬や蹉跌を來し円滑

に遂行が出来得ない憾がある。

本問題は一利一害があり軽卒には決定し難いことであるろうが事業効率的に且迅速円滑に執行せしめる諸点からして当該主管課別に掌理せしめることが妥当の如く考へられるので今後に於て考究されるべき事柄である。

2、許可、認可等民願手続の簡素化、能率化について

当部各課の管掌する許可、認可事項は他の部課の夫れに比し非常に多く相当件数に上つている状況である。これを遂一本庁に於て処理することはその日数は永引き手続も煩雜にて非能率的である。特に法令に定められたもの或いは重要と認められたものを除いては第一線機関たる各保健所長に権限を移譲し專決せしめることとし主管課はその監督の掌に当る程度にして事務の簡素化と迅速化を図るべきである。

3、事業経費の予算化について

衛生行政の基盤となるべき衛生教育事業並に疾病予防の必須要件となる体位向上を図る爲めの榮養改善

00122

事業に全然経費予算が見られていないことは甚だ遺憾と謂わなければならない。これ等事業の成果が無形的であるのと又財源となるべき収入の件わない事業である爲め等閑に附されている様であるけれ共、これ等事業は現在の国民生活状況から見て一日と雖も忽せに出来ないものと考えられる。依つて最少限度の経費は計上すべきものと認む。

二、農地部管掌事項の場合

1、現地機関の指導監督と補助団体の監査励行方につ

事業の進捗と効率的執行は現地機関に俟つところが大であるか兎角これが指導監督は等閑にされ勝ちの様である。各課は常に怠らざる指導監督を爲し又実地も檢分して事業の円滑なる進捗と効果的に完遂を図らなければならない。又当該事業補助団体の監査も行われていない様であるが団体内部の紛争とが又不祥事件の生じた場合を顧慮し常に実地監査を行つて業績を挙げしめると同時に問題を事前に防止する

様心掛けるべきである。

2、各課業務の連絡調整について

部内各課の事業はその性質上直接間接に関連性をもつものであつて相互の連絡調整は他の部課の場合より一層必要と考えられる。

現状は必ずしも完璧とは謂えないので今後充分なる連絡協調の下に夫々の事業の効率的遂行を図るべきであろう。殊に曩に公布された土地改良法の施行により否応なくその必要を迫られることとなるべく今後の運営方策に期待を寄せるものである。

医 務 課

昭和二十四年九月六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 早 川 忠 篤

監査概評

一、所管事項の執行状況

總体的に見て円滑に執行されていて良好と認むるも今後研究工夫し一層努力を要する事項は概ね次の通りである。

00123

(1) 医療施設の普及状況は漸次良好に向いつゝあるも本縣の如き小縣に無医村が今猶三十ヶ村もあるは稍多い嫌があり診療所等医療施設等の設置普及方に関し格段の努力を要するものと認む。

(2) 墓地埋葬等に関する事務は従前警察署の所掌だつたものを衛生部所管として移管されているのであるが、その際之が台帳及関係書類が完全に引繼がれていない模様にて随つて現在の不整備の状態を延引することは今後の処理に多大の支障と影響を与えることとなるにつき可急的速かに関係箇所と連絡し整備せしめその執行に過誤なからしめる様措置すべきである。

(3) 保健所の整備拡充計画並事業施行面から見て現在在執り來つて居る状況は公衆保健課との限界点が不明確の様であつて劃然としない嫌がある。斯くでは場合に依つては執行する事柄につき或いは運営上の諸点が重複し又は齟齬を生ずることもなきにあらずと危惧されるのでこの限界を劃然と爲し

置くべきである。

(4) 現在の衛生研究所の施設内容は不整備にして甚だ貧弱である。速かに拡充整備を図り名実共に縣の衛生研究機関たらしめると共に縣民に有意義に活用せしむる機関として運営さるべきであると思ふ。

二、抱負懸案事項中主なるも

(1) 保健所の拡充整備について

(意見) 倉吉、根雨両保健所の拡充計画は本年度見送りとなつたのは事情已む無きものと認められるも、明年度は万難を排して是非共実現を期すべきであらう。

(2) 縣立中央病院整備充実にについて

(意見) 縣立中央病院棟の改築と施設の充実は本年度の施工予定のものに引続き第二、第三棟も改築実施に移すことは同病院の現状よりして緊急事である

(3) 衛生研究所の整備活用について

(意見) 本事業は前述の如く重要な懸案事業と認む。
(4) 結核療養所の設立について
(意見) 国立、縣立の何れを問はず縣下に是非一ヶ

所は必要であり諸般の状況より推して之が療養施設の設立は焦眉の急を要するものと認む。幸い氣高郡末恒村に適地を確保されているのであるから急速に之が実現方鋭意努力すべきである。

三、事務分掌と服務の状況

事務分担は適当であり服務状況は概ね良好である。但し左の点注意の要あるものと認む。

- (1) 定員に対する現員は主事三、技師四の不足に対し雇をこれに充当しているのは不適當にて事務完遂上支障を生ずるものと認む。
- (2) 勤続一年未満の職員に対し有給休暇を与えることは規定上から謂つて妥當でないものと思ふ。

藥務課

昭和二十四年九月六日監査
監査委員 三橋 誠
同 倉 繁 良 逸

監査講評

一、所管事項の執行状況
藥務事業は大体順調に施行され概ね良好であるが次の点留意すべきものと認む。

- (1) 縣下医薬品販売業者の登録並更新事務は特定のものを除いては殆んど書類上の登録及び更新が行われているが、個々の現地調査が施行されていない。特に郡部に於ける末端調査が必要と思ふされる。従つて毒物劇物取扱業者に対する取締が不徹底のようであり更新時期を機会に速かに現地調査を施行し指導の完璧を図るべきである。
- (2) 不良医薬品等の取締りは逐次抜打的検査を施行されているがその結果は必らずしも安心し得ない状況である。一層取締りの完璧を図り不詳事件の未然防止に努められたる。

(3) 麻薬の違反行為が跡を断たない状態であることは遺憾である。今後更に厳密な臨検及び調査を強力に施行し悪質と認められるものは断乎措置すべきである。尚業者の個々巡視、臨検は急速実施し取締りの徹底を期すべきである。

二、抱負懸案事項中主なるもの

(1) 薬用植物栽培と増産

(註) 現在主として黄連のみであつて他に見るべきものがないので大山原野、砂丘を利用する栽培(意見) 産業振興の打開のため良策と認む。

(2) 麻薬取締強化

(註) 本縣の如き海岸地域に於ける密輸船による輸入の取締を図る(意見) 関係当局と密接なる連絡を図り万全を期せられたる。

(3) 災害救助用衛生材料の確保

(意見) 緊急確保すべきを認む、当局の急速なる措置を望む。

(4) 大麻栽培畑作の甘藷供出免除

(註) 従来大麻と甘藷の二重供出している(意見) 関係当局の考究を要するものと認む。

(5) 黄連栽培專業の移管

(註) 藥品價值その他専門的知識を要する他縣でも主管は藥務課である(意見) 取扱業態から見れば藥務課に移管すべきものと思ふるので考慮を望む。

三、事務分掌と服務状況

事務量は職員数に比べ稍々過重のようであるが定員十九名が二十一名となり幾分緩和されるので今後事務量に配慮り事務の円滑を図るべきである。

公 衆 保 健 課 昭和二十四年九月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 早 川 忠 篤

監査講評

一、所管事項の執行状況

現在新法令の主旨徹底が急務とし、執行も漸くその緒

0C125

についた感はあるが概ね順調に執行されつゝあるものと認められた。

(1) 各保健所事業は医務課の企画とマツチし運営面も良好に運ばれつゝあり、全国的優位にあるが就中今春竣工を見た米子保健所の如きは設備の完備と共に極めて良好に所管業務を遂行されて居る。又同所管内住民も健康相談に、集團検診に、又治療にとその利用度は他を引抜いて急激に盛になりつゝあることは誠に喜ばしゝ限りである。

(2) 食品衛生取締事業は法に基く監視員十七名により取締の衝にあたり成績の向上に努めつゝあるが、一面業者よりは行過ぎがありとして兎角批判を受け易いので指導的取締を以つてすべきであらう。

尚水産物食品も水産関係機関とも連絡し早急に取締に乗出すべき必要を認む。

尙特に申し加えたいことは直接公衆衛生保健上に影響する食品衛生監視員の数が少いこと、又取締の爲めの実地調査旅費の僅少なることであるが、本省と

の接衝に依り増員すると共に指導取締旅費も国費費共増配方考慮さるべきものと認む。

(3) 優生保護、母子衛生、榮養改善等の各事業の執行は夫々の法律及び対策要綱に基き漸くその緒についた程度の如くであり、又一般大衆の認識も未だ浅いので法の精神を活かす爲め、各保健所を中心として検診に又指導に或いは諸調査にと十二分の施策を必要と認める。

(4) 理容師、温泉、旅館、公衆浴場、興行場等の環境衛生取締事業は業者間に稍々法の主旨が納得されつゝあり、漸次改善の方向に向ひ協力的となりつゝあるも未だ施設の不完全、設備の不十分のため全く不潔のもの、不健康的なものが多いため衛生監視員の指導的取締に依つてその実を挙げられんことを希望する。

二、抱負懸案事項中主なるもの

(1) 母子衛生の啓蒙と一般衛生思想の普及徹底を図る爲め母子乳幼児指導会、母親学校の設置等により出

00127

産、育児に必要な智識の普及徹底を図る。

(2) 保健所の機構拡充強化と施設の完備を図る

各保健所に技術吏員の充実を図り又性病治療並齒科診療施設を設置すると共に保健所運営協議会、保健婦連絡指導会、市町村衛生主任講習会を開催して運営の円滑化を図りたい。

(意見) 前記二項目共に公衆衛生保健上忽せに出来ない事柄と考ふるに付強力に実施すべきである。

三、事務分掌と服務の状況

事務分掌は適当と認め、又服務の状況も良好の様であるが左記の点一考を要するものと認む。

1 主事一名、技師二名の定員に対する不足を雇を以つて充足しているのは当該事務の性質上執行に支障を生ずるものと認む。

2 当該の事務は各般に亘つて特に積極的執行を必要とする部面が多いが、現在の各係人員数では十二分に活躍し得ない憾がある。従つて予期の成果も挙げ

ることが困難かと思推される、一考の要あるものと認む。

予 防 課

昭和二十四年九月八日監査

監査委員 三 橋 誠

同 倉 繁 良 逸

監査講評

一、所管事項の執行状況

總体的事業は順調に執行され良好である。

特に縣下傳染病予防々疫の完璧を図られ所期の成果が挙げられている事は同慶に堪えなく。

今後留意すべき点は、

1 届出傳染病の発生した場合医師の届出が不履行である。急速且遅滞なく届出するよう指導すべきである。

2 予防接種事故発生防止に最大の注意が拂はれてゐるが、特に接種液の保管に一層留意を望む。尙現状よりして市町村衛生主任者に対する接種技術の指導を図ることの要を認む。

00128

3 縣下結核患者死亡率は全国十三位の高率を示し、心に堪へない現象である。これが対策について令一層積極的施策を講ぜられる様希望する。

4 療病在宅患者に対する予防監視が充分と謂い難い、療養所の收容能力もあろうが同所と連絡し極力入所方を勧奨すべきである。

5 又潜在患者の早期発見に付市町村当局並民生委員の連繋を一層密にすべきである。

6 寄生虫驅除について最近縣販連に協力し市町村住民の検便を実施されている外他に見るべきものがない。驅除薬乾旋等これが対策が乏しいように感ぜられるので画期的計画を圖り積極的施策を講ずべきである。

7 鼠疫、昆虫驅除に於いては相当成果が挙げられて居り結構であるが従來各家庭を対象とした驅除であり、今後屋外存住する鼠族、昆虫驅除の完璧を圖る施策を望む。

更に現在配置されている衛生班並に市町村補助衛生監視員の有効適切な活用と指導に努めるべきである。

二、抱負懸案事項中主なるもの

1 傳染病隔離病舎の完備
(註) 現在縣下九十九ヶ所の病舎は使用不可能であり取敢えず病舎の二、三室を完備したい。
(意見) 財政許せば最少限度の完備が急速に認められる。尙地域的許せば二三ヶ町村綜合完備する事も考えられる。考究されたい。

2 結核特別市(鳥取)の設置
(意見) 本縣で最も死亡率の高い両市に対し徹底的な防施策を講ずる措置であると認められる。

3 鼠族、昆虫の一斉驅除
(意見) 今後郡町村單位で一地域毎に計画的に一斉驅除を行い成果を挙げられる様期待する。

三、事務分掌と職務状況
定員十九名が新定員として二十一名となり現在十七名に対し四名増員され稍々充実されたのであるが、民事

00129

課名	職員	平均	本俸	公務	勤務	勤務	勤務	健康状態
	数	令年	平均額	平均勤務	年度出	張日数	勤務	
医務課	二人	二七	六二九	六、七	九四三	七二	五三	一人
藥務課	一人	二六	六一四	四、五	六五六	八	一一	一人
公衆保健課	一人	一九	二八四	四、八	四七六	五三	一七九	一人
予防課	一人	一七	三二四	四、二	五五四	七九	四	一人

部要請もあり旁々縣民の疾病予防の観点から所管事務の完遂に努力される事を希望する。

事務量は大体軽重なく良好である。職務状況は病欠もなく大体良好である。

課名	執行状況	受発文書の取扱状況	許可認可の処理状況	法規例規の整備状況	諸帳簿の整備状況	文書の保存状況
	状況	状況	状況	状況	状況	状況
医務課	良	不	良	良	良	不
藥務課	良	不	良	良	良	不
公衆保健課	良	不	良	良	良	不
予防課	良	不	良	良	良	不

二、事務の処理関連事項の連絡調整法規帳簿文書の整理状況

00130

三、予算の経理及決算の状況並物品出納保管状況

課名	経理は全体を通じて適正か	予算額に對し決算額増減は正か	予算流用は適正か	経理簿の記帳整理状況は	物品出納保管処理状況は	物品整理簿及交付簿の備付状況	配給物資又は物品出納は適正か				
醫務課	稍	適	當	適	正	稍	良	不	良	無	適
藥務課	適	當	正	良	不	良	無	適	正	適	正
公衆保健課	適	當	正	良	不	良	無	適	正	適	正
予防課	適	當	正	良	不	良	無	適	正	適	正

四、窓口事務処理状況

課名	受 発 文 書 件 数		許 可 認 可 件 数		窓 口 応 接 状 況	
	受 件 数	發 件 数	受 理 件 数	處 理 件 数	最近一ヶ月間の公務外來者數	同一日平均上内公務平均數
醫務課	一、〇五八件	一、七五五件	二八八件	二八八件	一、〇二四人	三五八人
藥務課	九、七二〇	八、一〇〇	七、三六一七	三六一一	五二五	二二二
公衆保健課	一、〇四九	八六	五八〇	五八〇	?	一四
予防課	五四四	四五	一、一五〇	九四	九三	四

00131

地 課 昭和二十四年九月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 早 川 忠 篤

監査講評

一、所管事項の執行状況

概ね良好に執行されて居り、状況は次の通りであるが今後留意を要するものもある。

- 本年七月末現在の農地解放面積は一万八千町歩 (註、財産税の分納によるもので大蔵省より農林省へ管理移一、四六〇町歩を含む) であつて、予定面積一万三千町歩に對し一三一、八%に相當し優秀なる成績を示して誠に結構である。
- 売渡面積はその九六%に相當する一万七千二百八十町歩でありこれ又成績良好と謂うことが出来よう。
- 更に又登記面積(買収売渡延面積)三万六千町歩に對し三二、三%に相當する一万一千六百二十四町歩が登記完了しているが、政府の指示している本年十二月末迄の登記完了期限から勘案して現状では稍

々遅延しているので極力進捗方措置を講ずべきであらう。

4 土地貸借移動關係、所有権移轉、永小作権設定等移動關係、使用目的の変更、例外價格売買等の法の定める許可、認可事項の相當件数は大過なく処理されていたものと認める。

5 縣及地区町村農地委員會の運営状況は多少迂余間折のものがあるが、縣の適切な指導と相俟つて現在迄に於いては大體順調に運営されて来たことは同慶に堪えない。

二、抱負懸案事項中主要なるもの

1 小作契約の文書化について (註) 現在の小作地三千町歩 六万畝 (意見) 従前地角紛争の種となつていざ口頭契約を廢し文書契約に更改することは誠に結構で、法令の定める処で当然実行さるべきものであるが相當件数あるので格段の努力を要するものと認めらる。

00132

2 農地の交換分合について

(註) 町村間の出入二千五百町歩、部落間の出入五千町歩あり去る八月土地改良法施行を契機に三ヶ年計画の下に理想模範村をつくる計画である。

(意見) 本件は謂うべくして実行するには余程困難なる事業と思うが、農地開放事業が現在迄に遂行されている上から当然本事業は完遂されねばならないと思考する。折角研鑽努力を切望致したる。

三、事務分掌と服務狀況

1 定員に於いて最初七十六名が六十七名となり更に今回五十二名(本課三十八名 地方事務所十四名)に減員され稍窮屈となつて居る様であるが、現在の事務量を性質上から見ても各係に於ける繁閑を調節し遂行されている様であるから支障なきものと認められる。

2 勤続一ヶ年未満の者の有給休暇を与えているは規定上から言つて妥当ではない。

農業協同組合課

昭和二十四年九月十三日監査
監査委員 三橋 誠

同 倉 繁 良 逸

監査講評

一、所管事項の執行狀況

昨春來農業團體改組の大改革が行われその設立、解体狀況は、

(設立) 單位農業協同組合 二五七

同 連合会 二二七

(解散) 市町村農業会 一六六の内 一六四

農業実行組合 一、六一五

養蚕実行組合 八四四

であつて所期の成果が收められたことは当局者の努力の結果と認む。

次の点留意すべきものと認む。

1 法令解散されておる米子市及び下北條農業会は未だ資産精算段階に於て紛争を流しているようであるが急速且円満なる解決を念願する。

00133

2 結成を觀たこれら組合の選出された役職員が殆んど無経験者であることは注目すべきである。今後運営に至大な影響を与えることと思考せられる、これが指導対策に一層努力を傾倒すべきである。

3 中央の指示に基き懸情報連と連繫しこれら役職員の短期講習会を各地で開催されているが、將來の農村民主化と生産協同化の推進基盤となるものであるから適切なる計画を樹立し目的達成されるよう望む。

4 組合運営の適正を期するため組合の抜行的監査が執行されているが、その結果に於て面白からざる点があるようであるが、今後益々制度の強化を図ると共に組合運営上遺憾なきよう厳格なる指導監督の要を望む。

5 組合を中心とした供出代金の吸収に努められて居るが、堅実なる組合事業運営資金が極めて重要である観点から貯蓄の増強とこれが長期獲得に一層の

努力が必要である。

二、抱負懸案事項中主なるもの

1 農業倉庫の拡充

(註) 第一次分として選に漏れ認可にならなかつた六百八十三坪の拡充を図りたい。

(意見) 供出促進の円滑化を図るため緊急拡充の要が認められる。

2 農業協同組合講習所の設立

(意見) 組合運営上の基盤となる職員の養成機關として適切なる措置が認められるので実現方を要望する。

二、事務分掌と服務の狀況

縣財政上の見地から各課共減員になつて居る現状であるが、定員十五名に対し現員十六名である。庶務係の二名は稍々事務量に比し過重と思考された他大体に適當と認む。今後各係に於て繁閑を研察し事務能率の増進に努力すべきである。

00134

開拓課

昭和二十四年九月十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 早 川 忠 篤

監査講評

一、所管事項の執行状況

1 昭和二十三年十二月元管理課、入植課及耕地課の内緊急開拓事項を一九として開拓課を新設開拓行政の一元化を期する爲再発足したのであるが、事務執行上各係の充分なる連絡協調が必ずしも採られて居ない様に見受けられるので今後これを密にして円滑に執行を図るべきであると認む。

2 各事業に対する国庫補助は各係で夫々処理せるも経理係或いは庶務係等適當の係に一元的掌理せしめるべきであると認む。

3 開拓適地の政府見込面積八千五百五十町歩に対し現在の認定開拓地六千九百六十町歩でその割合は八五%であるが、売渡並登記は未だその緒についた程度の様であるから、昭和二十五年度を完了目標として

いる点から併せ考へ今後格段の努力を要するものと認む。

4 開拓地各般の計画も出来迎検定も事業の性質上余程困難を生ずるものと認められ又他面開拓地の適地調査に外部からの政治的影響が相当あつてその適正を期する上に支障を生ずる場合もある様であるから、調査員の身分保証するか或は政治的動向を規制する様な措置も亦必要ではないかと考へられる。

5 開拓組合の監督と補助金等の経理検査等は實際面に於いては爲されていない様であるが、これについて兎角の風評も耳にし又今後に於いても組合内部の紛争の種となることも充分に懸念されるにつき、補助金経理については嚴重に指導と検査する必要を認む。

6 管農指導員の巡回の徹底並指導技術の向上に関しては開拓地側より兎角論議されている様であるが、事実指導の徹底を缺く嫌なしとせざるにつき当局はその対策を講ずべきであると認む。

耕地課

昭和二十四年九月十七日監査

監査委員 三 橋 誠
同 倉 繁 良 逸

監査講評

一、所管事項の執行状況

耕地事業の状況は

土地改良事業

一五〇町

(総事業費)
七百三十万円

災害復旧事業

三、四八六間

三千二十二万円

灌漑排水事業(縣管)

一、四五〇町

九百五十万円

土地改良事業(同)

一、八八〇町

一千八百七十万円

早害対策事業

六ヶ所

八百九十三万円

農道整備事業(單縣)

五、三〇〇間

五百二十六万円

農道改良事業(同)

一、二五〇町一千二百六十三万余円

埋立干拓事業(國代行)

二ヶ所

三百二十三万円

であつて、食糧問題解決上緊要なる多種多様な重要施策が執行されているが、これが進捗状況は大體順調に施行されているものと認む。
次の諸点留意を望む。

00135

尙これ等指導員の待遇は他の縣吏員に比し悪く又地域内の指導巡回旅費も支給されていない等がその原因の一つとなつてゐるものと思はれるのでこの点特に配慮すべきであらう。

7 電灯架設と保健婦の巡回指導の徹底方に關しては曩に現地監査の際にも指適した処であり種々方策を樹てその実現を図つてゐる様であるが、現在(六十組合中十組合、全戸数の二割五分程度点灯)から見て尙一層の努力を切望致したし。

尙開拓地の保健婦の増員を要すべく又受持地区巡回指導には管農指導員と同様実費旅費の支給をして巡回指導の実を挙げしめるべきである。

二、事務分掌と服務の状況

(イ)事務分掌係間に稍偏狭になつてゐるものも見受けられ又各係間の連絡提携も事務の性質上一層密にすべき要あるを認む。

(ロ)管農指導員並保健婦の服務の監督は厳にし又勤務報告の励行方措置されたい。

00136

1 土地改良事業は国庫補助の大中縮減或は打切等によつてその結果に於ては従来通り補助あるものとして工事が完了しているものが総事業費二千九百万円、又工事中のものが一千余万円あり困難の状態にあつてこれが補助の懇請に格段の努力が拂われているが、当局としても助成措置について今後残された問題である。急速なる対策を望む。

2 災害復旧事業は二十年水害分の繼續事業であつて、その進捗状況は余りにも遅延している。国庫補助の關係、あるうが極力国の助成を懇請し急速に執行すべきである。

3 米川及び大口堰の縣管事業は財源の關係一部事業を繰越されているのは已むを得ないものと認めるが、何れも緊急を要する事業であるから急速に完成せしめる様努力を望む。

4 單縣事業は国庫補助事業が大巾に縮減された關係上公共事業は至難の現状にあり、これが対策として農道整備並農業水利改良事業の重要政策が講ぜられ

ており洵に適切なる措置である。
縣民の農業経営上の緊急事業であつてその申請件数も相当あり現在これが補助承認が未実施であるが、事業完了箇所に対して早急補助すべきである。尙これが事業の指導監督に遺憾なきよう一層注意すべきである。

5 埋立干拓事業中特に号濤西岸地帯埋立工事は国の交付事業費僅少で(二十三年度九十二万円)あつて事業は行き病み状態である。それが事業費は年間二、三千万円が必要とされている。今後事業促進を図るため交付金の獲得に一層努力が必要である。

一、抱負懸案事項中主なるもの
1 大井手用水改良事業費の増額
(註) 本年度予算三百万円では事業困難である
(意見) 本事業は緊急事業でありその必要が認められる。

2 農道及び農業水利改良事業費の増額
(意見) 本事業は直接農村振興に寄与するものであり、

00137

又縣民の期待する処も大であるので財源許せば極力増額を認む。
3 試験機の購入
(意見) 溜池、水利用施設工事には不可欠な必要機械と認む。
三、事務分掌と服務の状況

一、職員の任用、分限、待遇、勤情、健康、勤続年数、出張勤務状況

新定員三十四名に対し現員三十五名であるが希望退職手続中の者一名あり過不足はない。現員三十五名の内天神野出張所五名、干拓事務所三名を含み差引二十七名であるが、一般職員に比し専門技術者が不足であつて事務量は過重と認められるが、相互協力し事務能率を増進し勤務されているものと認む。

課名	監査事項		職令		平均額	公務勤務年数	出張日数	勤続年数	勤務状況	健康状態	備考
	員	職	令	年							
農地課	三八	八	二	八	四、五一	八、五	四、二	一〇	二九	二	一
農業協同組合課	一六	三	〇	四	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
開拓課	五六	三	二	四	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
耕地課	三五	三	二	四	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一、七	四	三	〇	五	四
農地課	三	五	三	二	八、七	七、九	二、一	四	九	五	一
農地課	三	八	二	八	四、五	一、八	五	四	二	二	一
農地課	一	六	三	〇	六、五	一、六	八	七	〇	四	一
農地課	五	六	三	二	七、四	一					

課名	監査事項		事務の執行 状況	受発文書の 取扱状況	許可認可の 処理状況	法規令規の 整理状況	諸帳簿の整 理状況	文書の整理 保管状況	備考
	農地課	農業協同組合課							
農地課	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	
農業協同組合課	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	稍良	
開拓課	不良	不良	不良	不良	不良	不良	不良	不良	
耕地課	良好	良好	良好	良好	良好	良好	良好	良好	

三、予算の経理及決算の状況並に物品出納保管状況

課名	監査事項		経理は全体を 通じて適正で あるか	予算額に對し 決算額が増減 は如何か	予算流用は適 正であるか	経理簿の記 帳整理状況	物品の出納 保管の処理 状況	物品整理簿及 交付簿を備付 けてあるか	配給物資又は 資材の出納は 適正であるか
	農地課	農業協同組合課							
農地課	適正	適正	適正	適当	適正	良好	不良	無	適正
農業協同組合課	適正	適正	適正	適当	適正	良好	不良	無	適正
開拓課	稍適	稍適	稍適	稍適	流用なし	良好	不良	無	適正
耕地課	適正	適正	適正	適当	適正	良好	不良	無	適正

四、窓口事務処理状況

課別	監査事項		受発文書件数	許可認可件数	窓口応接状況	備考
	農地課	農業協同組合課				
農地課	二、一三五件	一、〇〇一件	二、一三五件	六、七〇一件	最近一ヶ月間公務局外來者数同上平均数	未処理一九件は書類不備のため返送
農業協同組合課	一、〇〇一件	六九五件	一、〇〇一件	九〇〇件	同上	新設課につき
開拓課	六九五件	一、〇〇一件	六九五件	八八一	同上	未処理四件は目下調査中
耕地課	一、四七八件	一、〇〇一件	一、四七八件	六五二	同上	